

認定基準(障害児福祉手当)

別表第1に定める障がいの程度に1つ以上該当している方

別表第1【障害児福祉手当】

1	両目の視力の和が0.02以下の者
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の者
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつ者
4	両上肢すべての指を欠く者
5	両下肢の用を全く廃した者
6	両大腿を2分の1以上失った者
7	体幹の機能に座ることができない程度の障がいをもつ者
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずること不能ならしめる程度の者
9	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の者
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の者